

春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第22号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引  
かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(職員) 第11条 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに 該当する者であって、都道府県知事又は地方自 治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項 の<u>指定都市若しくは同法第252条の22第1項の 中核市</u>の長が行う研修を修了したものでなけれ ばならない。</p>	<p>(職員) 第11条 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに 該当する者であって、都道府県知事又は地方自 治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項 の<u>指定都市</u>の長が行う研修を修了したものでな ければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。